

## 防犯カメラ整備補助金 Q&A

### 【1. 機器・費用】

#### Q1-1： 防犯カメラの整備の費用はどの程度必要か？

A： R2年度は、市が補助した防犯カメラで、自治会等が支出した設置工事費等を含む整備費用は1台当たり約29万円（287,535円）でした。

#### Q1-2： 年間維持費はどの程度必要か？

A： 「年間維持費」は、電気料金として東北電力の定額電灯（小型機器料金・50VAまで）の契約をされた場合、年間で4,000円弱程度と思われます。その他、電柱・電信柱に共架する場合は、添架料が年間1,200円程度必要となるようです。

#### Q1-3： Wi-Fiなどのネットワーク経費はどの程度必要か？

A： 「ネットワーク経費」は機種や接続環境によります。

#### Q1-4： 市が推薦する機器（機種）はあるか？

A： 市から「推薦する機器（機種）」というものはありませんが、防犯カメラの設置には犯罪抑止効果を期待するものであり、過度に高い画質や機能を求めて高価なカメラを設置するより、一般的な機種を必要な場所に整備することが重要と考えています。また、最近では防犯カメラ本体のハードディスクやSDカードに録画データを保存するものが多いようですので、参考にしてください。

#### Q1-5： 記録したデータの保管期限はどうやって決めればよいか？

A： 「記録した画像データの保管期限」は、新潟県が定めた「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」で、「原則として、最大1ヶ月以内の必要最小限の期間」と定められ、「保存期間が終了した後、速やかに消去する」とされています。

また、機器の記憶媒体（SDカード、ハードディスク）の容量や記録する画像の画質などにより、保管できる期間が変わります。

## 【2. 補助対象】

### Q2-1： 通学路等における危険箇所の総点検で必要とされた防犯カメラは、どこでわかるか？

A： 自治会・町内会長あてに、平成31年1月28日付でお送りした、「通学路等における危険箇所の総点検の結果報告及び見守り強化等に関する補助制度のご案内」の別紙として、各小学校区の安全確保の対策の一部に「防犯カメラの設置」が挙げられたものを一覧で添付しています。

文書が見当たらない場合は、区役所防犯担当課または市役所市民生活課にご相談ください。

### Q2-2： 商店街に設置するものも対象になるのか？

A： 商店街の環境整備を目的として商店街団体が設置する場合は、商業振興課が担当する「新潟市商店街活性化事業費補助金」を活用してください。

商店街区域の自治会・町内会等が、自主的な防犯活動の一環として設置する場合は、対象とします。

### Q2-3： 市の公園内に設置するものも対象になるのか？

A： 公園内を撮影する防犯カメラでも、自治会等が設置する場合は補助の対象とします。ただし、区役所建設課と事前に十分相談し、許可を得る必要があります。

### Q2-4： 防犯カメラ機能の付いた防犯灯は対象になるのか？

A： 対象とします。

設置にあたっては、一般的な防犯カメラと同様に県指針の遵守や運用規定の作成が必要です。

防犯灯設置補助金は対象とせず、同電気料補助金は対応未定です。

### Q2-5： 農地に専用柱を立てて整備する場合、転用の手続きが必要か？

A： 農地でも、防犯カメラを整備するための専用柱程度の面積であれば、

①農営に支障がない ②土地所有者の同意を得ている

の両方を満たす場合は、転用の必要はないそうです。(詳しくは農業委員会へ)

※「青地（農業振興地域の中の農用地区域）」の場合、産業振興担当課に確認が必要となるが、正式に協議すると許可されない見込み

**Q2-6： 自治会以外に，PTA や防犯ボランティア団体などが設置する防犯カメラは対象となるか？**

A： 防犯活動を行う地域団体が整備するものは対象とする場合がありますので、ご相談ください

※事業所が設置する防犯カメラは補助対象外とします。

また、事業所(企業)の連合組織が構成する防犯団体等も対象外になります。

**Q2-7： 東北電力やNTT の電柱に共架する場合の申請手数料は補助対象となるか？**

A： 整備に伴い，申請時のみ発生する費用（申請手数料）は対象とします。

ただし，共架期間中に継続的に必要となる添架料（共架料金）は，初回分も対象としないので，ご注意ください。

**Q2-8： 防犯カメラの設置場所，台数，機種などの検討費用（コンサル料など）は，対象になるのか？**

A： 対象としません。検討後に必要となる整備費用が対象です。

**Q2-9： 経費支払い時の振込手数料は対象となるのか？**

A： 対象としません。

**Q2-10： 既に設置している防犯カメラの買い替えは対象となりますか？**

A： この補助金は、地域団体が防犯カメラを整備する事業を支援するもので、更新や維持管理にかかる費用は対象となりません。

### 【3. 申請手続き】

#### Q3-1： 運用規定作成の具体例等について参考になるものがないか？

A： 「運用規定作成の具体例」や県が定めた「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」などについて、市役所のホームページに掲載していますので、参考としてください。

#### Q3-2： 地域住民の同意は、どの範囲まで行えばよいか？

A： 少なくとも、整備する防犯カメラの撮影範囲内に居住される方々の同意が必要です。

その他、撮影範囲を頻繁に通行する地域住民の方々に対し、自治会等の総会や回覧などを活用した周知や合意形成を図ることで、プライバシー侵害などに関するトラブルの未然防止に努めてください。

#### Q3-3： 整備する台数や設置に適する箇所は、どうやって決めればよいか？

A： 「台数、適する箇所」は、小学校ごとに実施した「通学路等の危険箇所の総点検」において、危険箇所への対策案として挙げられた箇所、各小学校安全マップ上の危険箇所を参考にご検討ください。

#### Q3-4： なるべく早く設置するために、交付決定を早くできないか？

A： 自治会等の予算決定、設置箇所の選定、地域の合意形成、機器の選定、土地所有者からの承諾など、設置準備に時間がかかることから、時期を早めることはできません。

#### Q3-5： なるべく早く設置するために、交付決定前に工事着手できないか？

A： 交付申請したもの全てが、必ず補助金を受けられると決まるものではありませんので、交付決定前に工事着手はできません。

また、新潟県の補助金も活用した補助事業であるため、交付決定前の工事着手が認められていません。

**Q3-6： 交付申請を受けたものから順次、交付決定できないか？**

A： 予算の範囲内で、申請期間中に受け付けたものを精査して交付決定しますので、早いものから順に交付決定していくことはできません。

**Q3-7： 交付申請の締め切りに間に合わない場合はどうなるか？**

A： 締め切りに間に合わない場合は申請を受け付けられませんので、計画的に準備を進めてください。

ただし、添付書類で間に合わないものがある場合などは、ご相談ください。

なお、期間中に受け付けた申請の交付決定額が予算額に満たない場合は、追加交付申請を受け付ける場合があります。

**Q3-8： 補助金交付の時期はいつ頃か？**

A： 交付申請時に、あわせて概算払いの申請をいただくことで、交付決定後に自治会等事務委託料の振込口座等に振り込みます。(9月中の見込)

**【4. 申請書類に関して】**

**Q4-1： 整備事業計画兼収支予算書の「2. 収支予算書・補助対象経費」は税込み額での記載が必要か？**

A： 税込み額での記載をお願いしています。

**Q4-2： 見積書で値引き額がある場合、整備事業計画兼収支予算書の「2. 収支予算書・補助対象経費」にどのように記載する必要があるか？**

A： 値引き対象経費（機器等購入費、工事費等）がわかる場合は対象経費から値引き額を引いた額を各項目に記載ください。分からない場合は「その他」の項目に値引き額を記載し備考に「値引き額」と記載ください。

**Q4-3： 複数の団体が合同で設置する場合、新たに会則や役員名簿を作成する必要があるか？**

A： 各団体の既存の会則や役員名簿を添付してください。

**Q4-4： 自治会等以外の団体（事務委託料発生しない団体）による申請の場合、口座振替はどうするのか？**

A： 所定様式の「口座振替申込書」に金融機関の通帳の写し（口座番号と名義（漢字・カナ）が確認できるもの）を添えて、補助金交付申請書の添付書類としてください。

**Q4-5： 申請者が自治会以外の口座への振り込みを希望する場合、口座振替はどうするのか？**

A： 所定様式の「口座振替申込書」に金融機関の通帳の写し（口座番号と名義（漢字・カナ）が確認できるもの）を添えて、補助金交付申請書の添付書類としてください。「受領委任」に関する記入が必要となります。

**Q4-6： 交付申請時に添付する防犯カメラのカatalogは、メーカーのホームページの印刷などでもよいのか？**

A： メーカーのホームページを印刷したものでもよいです。

**Q4-7： 実績報告時に添付する防犯カメラの撮影画像は1台につき1枚でよいのか？**

A： 撮影範囲がすべて映っているものであれば、枚数は問いません。よって、回転式のものは、複数枚必要となります。

**Q4-8： 整備事業計画兼収支予算書の「2. 収支予算書・補助対象経費」にてステッカー設置費用を見積り書の都合上、機器等購入費として記入して良いのか？**

A： 補助金の算定に支障がないため柔軟に対応していただいてもよいです。

**Q4-9： 自治会の会則はないが申請は可能か？**

A： 事務委託費を払っているなど自治会として認められるものは申請を可能とします。会則にかわる資料として、自治会の世帯数や役員などを記載し、「上記の通り相違ありません」と自治会長が押印した書類の提出を求めてください。